

特定非営利活動法人 鳥取環境市民会議定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人鳥取環境市民会議（以下「鳥取環境市民会議」という。）という。

(事務所)

第2条 鳥取環境市民会議は、事務所を鳥取県鳥取市上町6番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 鳥取環境市民会議は、主として鳥取県内の生活者に対して、地球環境問題の実情並びに優れた環境対策及びまちづくりに関する情報の収集、提供、特定非営利活動を行う団体等に対する支援その他の啓発事業を行い、地球環境の保全及び生活者の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 鳥取環境市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 鳥取環境市民会議は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 講演会、研修会、市民集会、環境展を開催する事業
- ② 小売店及び事業所並びに民間団体の省エネルギー及び省資源問題への取り組み状況の調査に関する事業
- ③ 再生資源を利用した製品の普及に関する事業
- ④ 情報誌の発行に関する事業
- ⑤ 非営利活動を行う団体をサポートする事業

(2) 収益事業

- ① 環境保全に配慮した製品の販売に関する事業
- ② フリーマーケットの開催に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 鳥取環境市民会議の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 鳥取環境市民会議の目的に賛同して入会した個人及び法人

(2) 特別会員 鳥取環境市民会議の目的および趣旨に賛同して入会し、事業活動を支援する個人、法人及び団体

賛助会員 鳥取環境市民会議の目的及び趣旨に賛同して入会し、情報誌を講読する個人及び法人

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員及び賛助会員の会費は、理事会で定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届けを提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である法人が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 鳥取環境市民会議の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 鳥取環境市民会議に次の役員を置く。

(1) 理 事 3人以上

(2) 監 事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることとなってはならない。

4 監事は、理事又は鳥取環境市民会議の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、鳥取環境市民会議を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 鳥取環境市民会議の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は鳥取環境市民会議の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要なことは、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第 20 条 鳥取環境市民会議に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 鳥取環境市民会議の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員の会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日以内に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 鳥取環境市民会議の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 鳥取環境市民会議の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 41 条 鳥取環境市民会議の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が定める。

(会計の原則)

第 42 条 鳥取環境市民会議の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 鳥取環境市民会議の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 鳥取環境市民会議の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 鳥取環境市民会議の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 鳥取環境市民会議の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 鳥取環境市民会議が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 52 条 鳥取環境市民会議は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により鳥取環境市民会議が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 鳥取環境市民会議が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合 併)

第 54 条 鳥取環境市民会議が合併しようとするときは、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 鳥取環境市民会議の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、朝日新聞に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、平成 11 年 6 月 22 日から施行する。
- 2 鳥取環境市民会議の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	太 田 康 富
副理事長	石 破 正 仁
副理事長	平 尾 榮
理 事	藍 川 多 恵 子
理 事	家 出 清 次
理 事	市 川 正
理 事	尾 方 憲 二
理 事	河 田 美 津 子

理事 小林孝洋
理事 田中美佐子
理事 筒井真由美
理事 筒井紀久枝
理事 土井倫子
理事 初鹿野かをり
理事 森田康恵
理事 吉田通裕
監事 寺垣健二

3 鳥取環境市民会議の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成11年6月22日から平成13年3月31日までとする。

4 鳥取環境市民会議の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 鳥取環境市民会議の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、平成11年6月22日から平成12年3月31日までとする。

6 鳥取環境市民会議の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|----------|-------|--------|
| (1) 正会員 | 年会費 | 2,000円 |
| (2) 特別会員 | 年会費1口 | 5,000円 |
| (3) 賛助会員 | 年会費 | 1,000円 |

附 則

この定款は、平成11年10月25日から施行する。(特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動に関する定款 第3条、第4条第3項、第5条第5項)

附 則

この定款は、平成11年11月11日から施行する。(事務所の所在地、第2条)

附 則

この定款は、平成12年5月10日から施行する。(種別及び定数、第13条(1))

附 則

この定款は、平成14年9月19日から施行する。(種別及び定数、第13条(1))

〒680-0015

鳥取県鳥取市上町66番地

これは定款の謄本である。

特定非営利活動法人 鳥取環境市民

理事長 土井倫子

電話番号 0857-22-5300

